

第 1 2 - 1 8 図 プラスチックで被覆された給油ホース等の構造（断面）

- c 危険物の過剰な注入を自動的に防止する構造は、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定注油設備のホース機器のうち、最大吐出量が 60ℓ を超え 180ℓ 以下のポンプに接続されているものが有することとして差し支えないこと。

なお、ホース機器に複数の注油ホースが設けられる場合には、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する注油ホースであって、最大吐出量が 60ℓ を超え 180ℓ 以下のポンプに接続されているものが対象となるものであること。

- (a) 危険物の過剰な注入を自動的に防止できる構造としては、タンク容量に相当する液面以上の危険物の過剰な注入を自動的に停止できる構造、1 回の連続した注入量が設定量（タンク容量から注入開始時における危険物の残量を減じた量以下の量であって 2,000ℓ を超えない量であること。）以下に制限される構造等注入時の危険物の漏れを防止する機能を有する構造があること。
- (b) 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する注油ホースの直近には、専ら車両に固定されたタンクに注入する用に供するものである旨の表示がなされていること。
- d 油中ポンプ機器に接続するホース機器には、当該ホース機器が転倒した場合に当該ホース機器への危険物の供給を停止する措置として、ホース機器に取り付けられた姿勢検知装置がホース機器の傾きを検知した場合にホース機器の配管に設けられた弁を閉鎖する方法等により停止する装置が設けられていること。

なお、ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等、転倒するおそれのないものである場合には、当該措置は必要ないものであること。

e 危険物保安技術協会において実施した試験確認で合格品となった固定給油設備等の給油ホース等は、技術基準に適合しているので当該合格品を用いるよう指導する。（資料第1－8参照）▲

ウ 配管の構造に係る事項（平5．9．2消防危第68号通知）

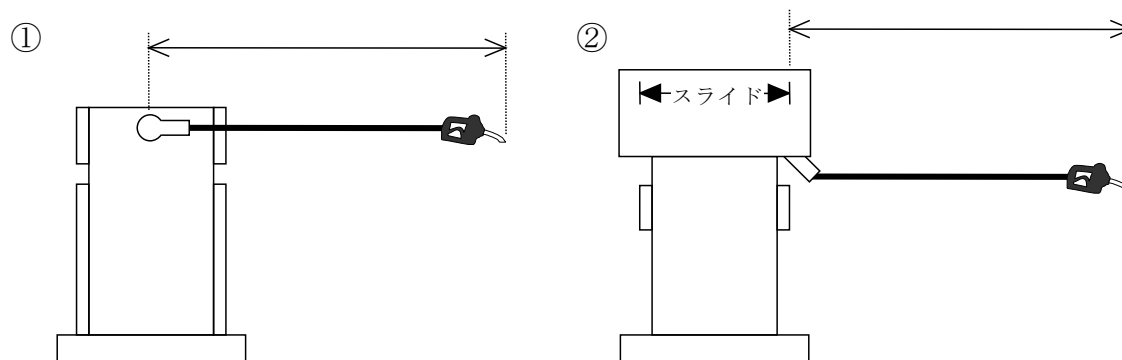
配管は、固定給油設備等本体の内部配管であって、ポンプ吐出部から給油ホース等の接続口までの送油管のうち弁及び計量器等を除く固定された送油管部をいうものであること。また、漏えいその他の異常の有無を確認する水圧試験として、水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行って差し支えないものであること。また、ポンプ機器とホース機器が分離して設けられている場合、当該機器間を接続する配管は、固定給油設備等本体の内部配管ではなく、専用タンクの配管に該当する。

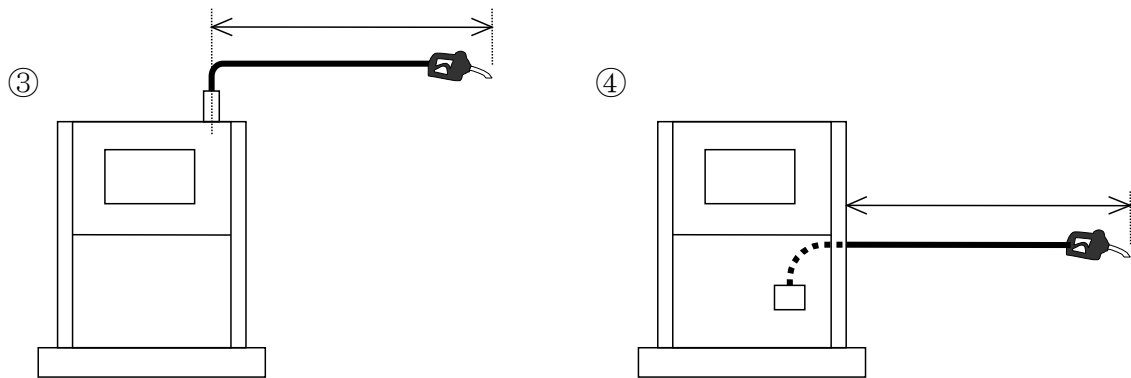
エ 外装の構造に係る事項（平5．9．2消防危第68号通知）

外装に用いる難燃性を有する材料とは、不燃材料及び建基令第1条第5号に規定する準不燃材料並びにJ1S K7201「酸素指数法による高分子材料の燃焼試験方法」により試験を行った場合において、酸素指数が26以上となる高分子材料であること。ただし、油量表示部等、機能上透視性を必要とする外装の部分については、必要最小限の大きさに限り、難燃性を有する材料以外の材料を用いることができるものであること。

オ ホースの全長（平5．9．2消防危第68号通知）

固定給油設備等のうち、懸垂式以外のものの給油ホース等の全長は、原則として、給油ホース等の取出口から弁を設けたノズルの先端までの長さをいうものであること。（第12－19図参照）





第 1 2 - 1 9 図 給油ホース等の全長

カ 静電気除去に係る事項（平 5 . 9 . 2 消防危第 6 8 号通知）

給油ホース等及びこれらの先端のノズルに蓄積される静電気を有効に除去するため、先端のノズルから固定給油設備等の本体の外部接地工事端子までの抵抗値は、1, 0 0 0 Ω未満であること。

キ 電気設備に係る事項（平 5 . 9 . 2 消防危第 6 8 号通知）

可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設ける電気設備にあつては、防爆性能を有すること。（第 1 7 「電気設備」参照）

ク 固定給油設備等の油種表示（昭 6 2 . 4 . 2 8 消防危第 3 8 号通知）

危省令第 2 5 条の 3 第 2 号に規定する品目は、ガソリン、軽油、灯油等の油種名をいうものであるが、レギュラー、ハイオク等の商品名であることも差し支えないものであること。

ケ 懸垂式の固定給油設備等

(ア) 緊急停止装置

a 設備の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、ポンプ機器を停止又はポンプ二次側配管を閉鎖できる装置とすること。

b 当該装置の操作部を設ける場所は、当該固定給油設備等のホース機器設置場所付近の事務所外壁等見やすい位置とし、緊急停止装置である旨の表示等をする事。 （平元 . 3 . 3 消防危第 1 5 号通知）

(イ) 油量等の表示設備

油量等の表示設備（インジケーター）は、給油に支障ない場所に設けること。

コ その他

危険物保安技術協会で実施した固定給油設備等の安全性に係る試験確認の合格品を用いるよう指導すること。（資料第 1 - 8 参照） ▲

(14) 専用タンクの注入口

専用タンクの注入口を直近以外に設ける場合は、危政令第17条第1項第8号の規定によるほか、次により指導する。

灯油専用の注入口は、他の注入口（ガソリン、軽油）と区分して、専用のためます等の措置を講じるなど、灯油専用の注入口である旨、明確にすること。▲

(15) 液面計（平4. 2. 6消防危第13号質疑）

給油取扱所において、複数の専用タンク相互の液面レベルを均一化するため液面計、コントロールユニット、ポンプ等からなる自動移送システムを設置して差し支えない。

なお、既設の専用タンクの注入管内のみに難燃性チューブ（接地導線入り）を移送配管として用いることは支障ないこと。

(16) 配管

ア 危険物を取り扱う配管で、地盤面以上に設けるものは、衝撃により容易に損傷を受けることのないよう防護措置を講じるよう指導する。▲

イ 地上に設ける配管であって、点検困難な場所又は屋上に設ける配管の接部は溶接継手とするよう指導する。▲

ウ 危険物配管が上屋の上部若しくは内部に設けられ、又は給油空地に面しない外壁に沿って敷設されているものは、危省令第13条の5第2号に規定する「ただし、火災によって当該支持物が変形するおそれのない場合」に該当するものとして差し支えないものであること。

エ 上屋上部等の配管の防食は、高濃度亜鉛塗料、エポキシ塗料等により行うよう指導する。▲

なお、直射日光による配管内の圧力上昇を防止するための措置を講ずる場合は配管上部にしゃ熱板を設ける方法により行うよう指導する。▲

オ 危険物配管が上屋内部に設けられるものにあつては、有効に目視できる点検口を設けるよう指導する。▲

(17) 看板等

ア 給油取扱所の上屋及びキャノピー上で、当該給油取扱所の業務に支障のない範囲であれば、直接関係のない家電製品等の広告を設けても差し支えないものであること。（平10. 10. 13消防危第90号質疑）

イ 看板等を防火塀上に設けるものにあつては不燃材料とし、防火塀上以外の場所に設けるものにあつては、難燃性能を有する材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものとする。

ウ 合成樹脂類の看板について

(ア) 形態

- a 上屋の側面若しくは天井面に取り付け又は埋め込むもの。
- b 建物外面、上屋の柱又は相互間に取り付けるもの。
- c 上屋の屋上、サインポール等に取り付けるもの。
- d 防火塀の内外面に取り付けるもの。

(イ) 材質

- a 材質は、難燃性能を有する合成樹脂材料（JIS K6911のA法による自消性のもの）等であること。ただし、上記(ア) cに設けるものにあつては、一般アクリル樹脂材料を使用することができる。
- b JIS K6911に定める合成樹脂材料を使用した看板類には、商品名を記したシールが添付されていること。

(ウ) 防水性

電気設備を有するもので、雨水が浸入するおそれのある看板の外郭カバーは防雨型（JIS C0920に定める保護等級3のもの）とし、外郭カバーが防雨型以外のものにあつては電気器具を防滴型とすること。

(エ) 取付方法

建物、キャノピー等に取り付けるもの及びインジケータの裏面に設けるものは、看板本体と建物等が接する部分を不燃材料等により防火上有効な措置を講じること。

なお、耐火構造の規制を受ける天井面等に埋め込む場合は、当該天井面等を耐火区画とすること。

エ 防火塀上に看板等を設ける場合は、防火塀を含めた耐震耐風圧構造とすること。

オ 危省令第25条の10第1項第3号に規定する「屋根又は耐火性能を有するひさし」の前面に看板を設ける場合は、難燃性能を有する材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものを使用すること。

(18) 附随設備

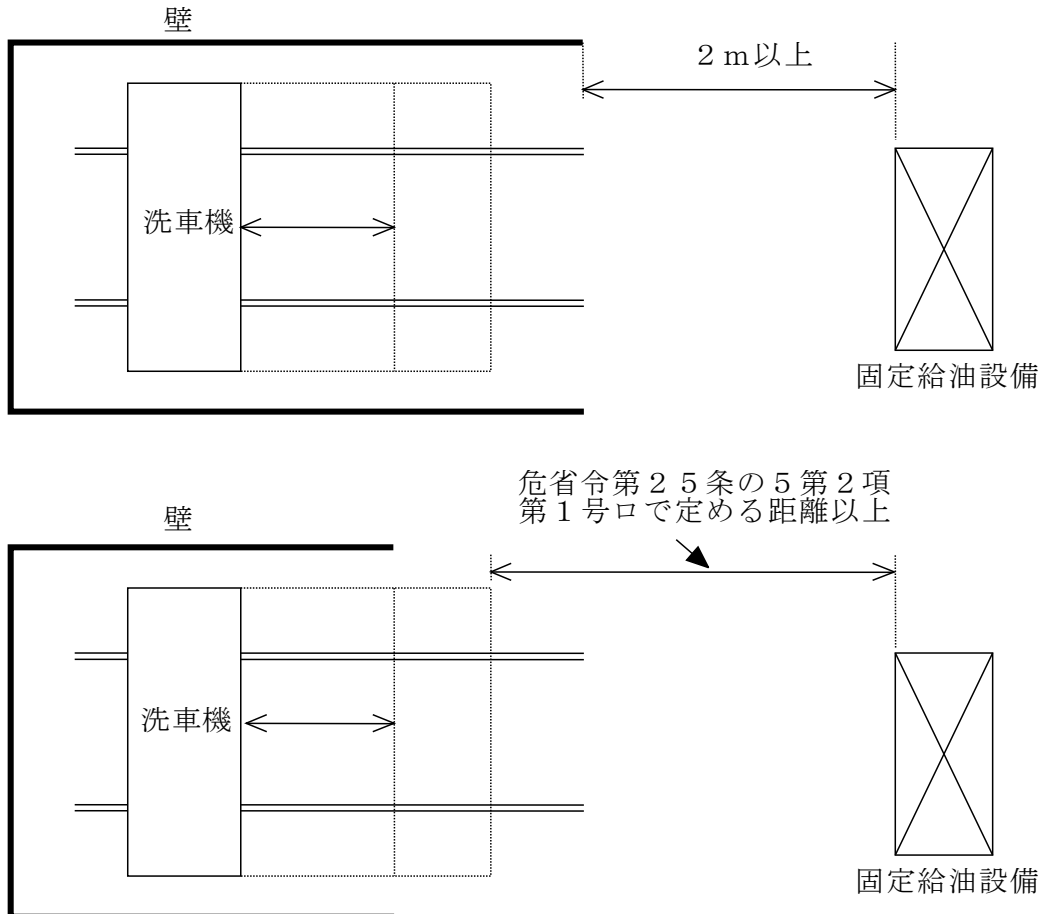
ア 附随設備は、給油空地及び注油空地に設けないこと。（昭62.4.28消防第38号通知）

イ 附随設備は、注入口から3m以内の部分及び通気管の先端から1.5m以内の部分に設けないよう指導する。▲

ウ 固定給油設備との間隔については、次によること。

(ア) 洗車機を建築物内に設ける場合において固定給油設備との間隔については、洗車機の可動範囲全体が壁等で覆われている場合は、車両動線を考慮し2m以上確保するよう指導すること。（第12-20図参照）▲

(イ) 洗車機の可動範囲の一部がはみ出している場合は、可動先端部まで固定給油備の最大給油ホース全長に応じ、危省令第25条の5第2項第1号ロで定める距離以上をそれぞれ確保すること。（第12-20図参照）



第12-20図

エ 自動車等の点検・整備を行う設備とは、オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、エアーコンプレッサー、バッテリーチャージャー等をいうものであること。（昭62.4.28消防危第38号通知）

また、火気を使用する等の方法による当該設備は、建築物内で可燃性蒸気の流入しない構造の区画した室に設置するよう指導する。▲

オ 油圧式オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク等危険物を取り扱う設備のうち危険物を収納する部分は、次表に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として屋内又は地盤面下に設けるものとする。（昭62.4.28消防危第38号通知）

危険物を収納する部分の容量	板 厚
40ℓ 以下	1. 0mm以上
40ℓ を超え 100ℓ 以下	1. 2mm以上
100ℓ を超え 250ℓ 以下	1. 6mm以上
250ℓ を超え 500ℓ 以下	2. 0mm以上
500ℓ を超え 1,000ℓ 以下	2. 3mm以上
1,000ℓ を超え 2,000ℓ 以下	2. 6mm以上
2,000ℓ を超えるもの	3. 2mm以上

カ 危険物を取り扱う設備は、地震動により容易に転倒又は落下しないように設けること。（昭62.4.28消防危第38号通知）

キ ウォールタンクには、通気管、液面計等を設けるとともに、外面にさび止めのための措置を講ずること。（昭62.4.28消防危第38号通知）

ク ウォールタンクの位置、構造及び設備は、前オからカによるほか次により指導する。▲

(ア) 設置位置は、油庫又はリフト室等の屋内の1階とする。

(イ) タンクは気密性を有するものとする。

(ウ) タンクの空間容積は、タンク内容積の10%とする。

(エ) 注入口には、弁又はふたを設ける。

(オ) 通気管は、内径20mm以上とする。

(カ) ガラスゲージの計量装置には、危険物の流出を自動的に停止できる装置（ボール入り自動停止弁等）又は金属保護管を設ける。

ケ 油圧式オートリフト設備等の地下に埋設された油だめ及び配管の外面防食措置は危政令第13条に掲げる地下貯蔵タンク及び配管の例により指導する。▲

(19) 附随設備以外の設備

ア 給油に支障がある設備（危政令第17条第1項第23号）とは、自動車等の回転が困難となり、自動車等の固定給油設備への衝突等を招きかねないような設備をいうものであり、これに該当するかどうかの判断はもっぱら火災予防上の観点からのみ行われるものであること。

例えば、空地外の場所に設置するサインポール、看板等の設備は、原則として、給油に支障ないものとして取り扱うものとするほか、必要最小限のPOS用カードリーダー等の設備でその設置がやむを得ないと認められるものを空地内のアイランド上に設けることも差し支えないものであること。また、樹木、

花壇等についても、給油に支障がないと認められる限り、設けて差し支えないものであること。（昭62.4.28消防危第38号通知）

この場合、次の設備については、給油空地内に必要最小限の範囲で設けることができる。

(ア) クイックサービスユニット（附随設備を用いることなく自動車の給油時に行う軽易なサービス業務に供する設備で、コンセント等を設けていないものに限る。）（昭62.6.17消防危第60号質疑）

(イ) 現金自動釣銭機

イ 自動販売機、公衆電話は、給油取扱所の販売室内に設ける場合以外は認められないものであること。（昭62.6.17消防危第60号質疑）

ウ 給油作業に支障ないと認められる場合には、グリーンベルト、植込、池等を設けて差し支えないこと。ただし、植込の高さは、塀以下とすること。（昭46.4.23消防予第65号質疑、昭47.1.7消防予第13号質疑）

エ 事務所等にPHS等のアンテナを設ける場合は、建築物の屋根等の火災予防上支障のない場所であれば認めて差し支えない。（平9.3.25消防危第27号質疑）

(20) その他

ア 給排水等の集水ますのうち、油分離装置の最終槽へ流入するもの又は直接下水に流入するもののふたは防水型とするよう指導する。▲

イ 給油取扱所には、給油設備の電源を遮断する感震電源遮断器を設置するよう指導する。▲

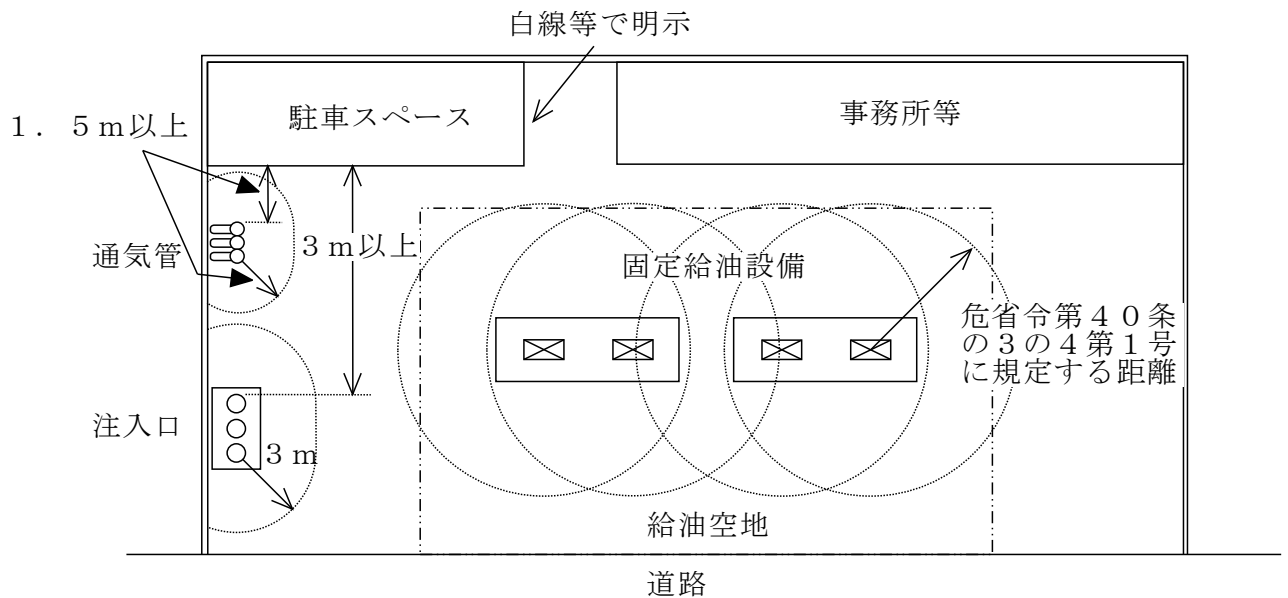
ウ 廃油タンクに注入用受け口、配管を設ける場合は、コック、バルブ等を設けること。

また、注入用受け口は、整備室又は油庫に設けるよう指導する。▲

エ 油分離装置は、4連式を設置するよう指導する。▲

FRP製等で耐油性を有し、自動車の荷重により容易に変形等を生じないものも設置することができる。（昭47.5.4消防危第97号質疑、昭49.10.16消防危第121号質疑）

オ 自動車を駐停車する場合は、給油のための一時的な停車を除き、危政令第27条第6項第1号チの規定によるほか、努めて給油に必要な空地以外の場所で固定給油設備から危省令第40条の3の4第1号で規定する距離以内の部分以外の部分、専用タンクの注入口から3m以内の部分以外の部分及び専用タンクの通気管から1.5m以内の部分以外の部分に白線等で明確に区画された駐停車スペースを設けて使用するよう指導する。（第12-21図参照）▲



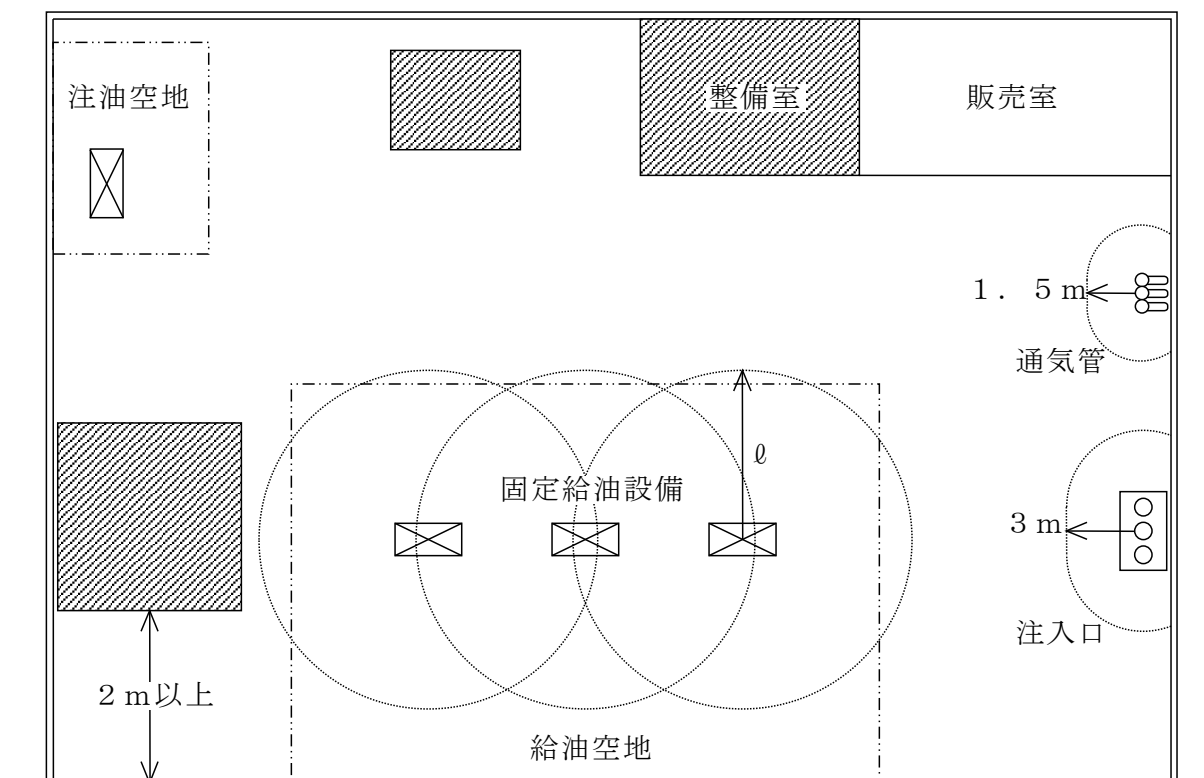
第 1 2 - 2 1 図 駐停車スペースの例

カ 給油取扱所の一部を自動車の保管場所として使用する場合には、次の条件を満足すること。

(ア) 自動車は、給油取扱所がその業務を行うために保有するもの及び当該給油取扱所の所有者、管理者又は占有者の保有するものに限り、かつ、当該給油取扱所内に保管すること。

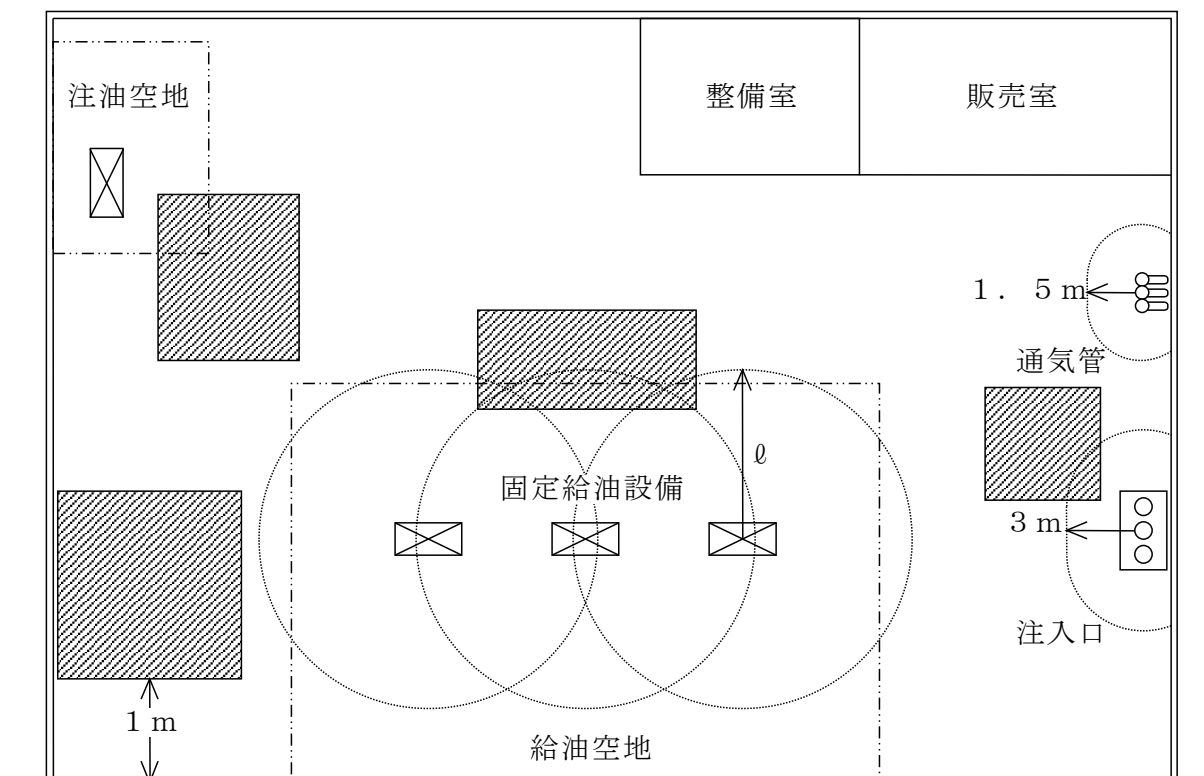
(イ) 自動車の保管場所は、給油空地及び注油空地以外で、かつ、給油等の業務に支障ない空地とすること。なお、給油取扱所内の駐車スペースに指定数量未満の危険物移動タンク車を保管場所とすることは認められるが、移動タンク貯蔵所の常置場所にするとは認められない。（昭 6 2 . 6 . 1 7 消防危第 6 0 号質疑）

キ 道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 8 0 条第 1 項第 2 号に基づき、同法第 7 8 条第 2 項に定める「業務の範囲を限定して行う自動車分解整備事業の認証」を受けるために、車両整備作業場、部品整備作業場、点検作業場及び車両置場（以下「作業場等」という。）を設定する場合は、危政令第 1 7 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する給油空地等以外の場所で、かつ、危規則第 2 5 条の 5 第 2 項第 2 号に規定する距離以上離れた場所とするとともに、危規則第 4 0 条の 3 の 4 第 2 号に規定する部分以外の場所に設定すること。（第 1 2 - 2 2 - 1 図、第 1 2 - 2 2 - 2 図参照）



ℓ：危険物の規制に関する規則第25条の5第2項第2号イに規定する距離

第12-22-1図 作業場等（斜線部分）として認められる設置例



ℓ：危険物の規制に関する規則第25条の5第2項第2号イに規定する距離

第12-22-2図 作業場等（斜線部分）として認められない設置例

ク コインランドリー及び事務所において使用する燃料を貯蔵するLPGバルク貯槽（1 t未満）が、次に掲げる事項を満足する場合には、給油取扱所の敷地内に設置しても差し支えないものであること。（平10.10.13消防危第90号質疑）

(ア) LPGバルク貯槽及び附属設備（以下「バルク貯槽等」という。）は、給油空地等以外に設置すること。

(イ) LPGバルク貯槽は、地下に設置すること。

ただし、地下タンクの注入口から8 m以上の離隔距離を確保できる場合には、地上に設置することができる。

(ウ) バルク貯槽等へ自動車等の衝突防止措置を講ずること。

(エ) バルク貯槽等に係るガス配管は、(ア)によるほか自動車等が衝突するおそれのない場所に設置すること。

(オ) LPGタンクローリーの停車位置は、給油空地等以外で地下タンクの注入口から8 m以上離れた場所とし、その場所が明示されていること。

(カ) 予防規程にLPGタンクローリーから受入中の安全対策について定めること。

(キ) LPG配管と危険物配管は同一ピット内に敷設しないよう指導する。▲

4 屋内営業用

(1) 屋内型の共通基準

前2並びに3によるほか、次によること。

ア 危政令第17条第2項の適用

建築物内に給油取扱所の用に供する部分の全部又は一部が設置されているもの及び危省令第25条の6に規定する上屋等の空地に対する比率が3分の1を超えるもの（3分の2まで、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを除く）は、屋内型として危政令第17条第2項を適用するものである。

イ 給油取扱所を設ける建築物

施行令別表第一(6)項に掲げる用途に供する部分を有する建築物内には、設置できないものである。この場合、当該部分が事務所等の診療室等機能的に従属しているときは、主たる用途である事務所等に含まれるものとするが、みなし従属としては含まれないものである。（平元.3.3消防危第15号通知）

また、階段等の出入口が、事務所等の中に設けられ可燃性の蒸気の滞留を防止する措置が講じられている場合には、地階を設けて差し支えないこと。（平元.5.10消防危第44号質疑）

ウ オートリフト収納用地下ピット等の取扱い（平9. 12. 3消防危第112号質疑）

(ア) オートリフトの収納用地下ピット（長さ4.6m×幅2.0m×深さ0.4m）は、危政令第17条第2項第10号に規定する可燃性の蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等（以下「穴、くぼみ等」という。）に該当するものとして取り扱うこと。

(イ) ブレーキテスター収納用地下ピット（幅4.6m×奥行0.8m×深さ0.5m）を危険場所以外の場所に設置する場合、当該地下ピットは、穴、くぼみ等に該当しないものであること。

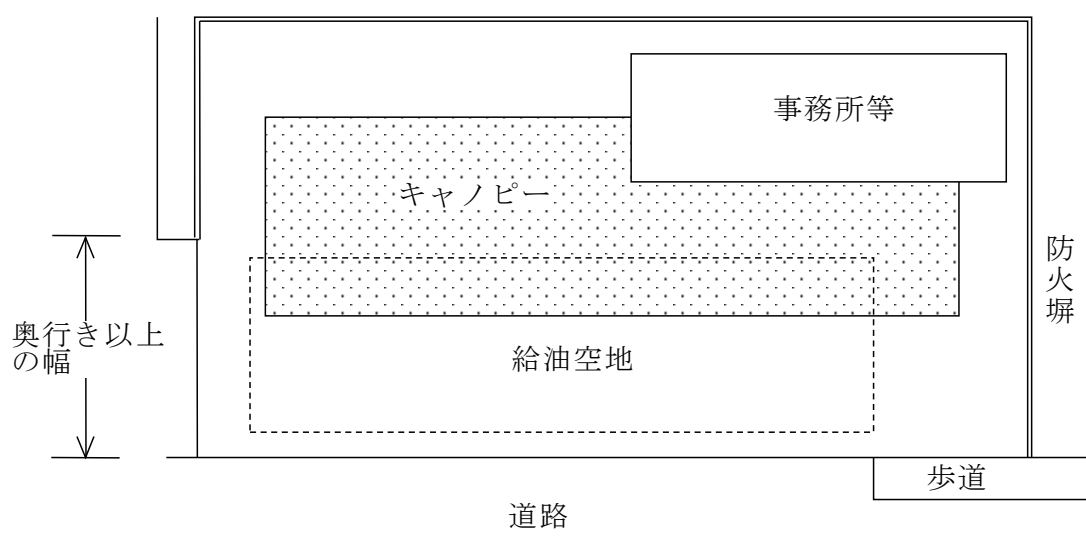
ただし、深さが概ね0.4mを超えるブレーキテスター収納用地下ピットを危険場所に設置する場合、当該地下ピットは、穴、くぼみ等に該当するものとして取り扱うこと。

(ウ) (ア)又は(イ)の穴、くぼみ等に該当する地下ピット内に可燃性の蒸気を検知する警報設備を設け、かつ、ピット内部に滞留した可燃性蒸気を屋外の高所に有効な排出設備を設ける場合は、二方開放の屋内給油取扱所に限り、穴、くぼみ等として取り扱わないことができる。

エ 二方開放

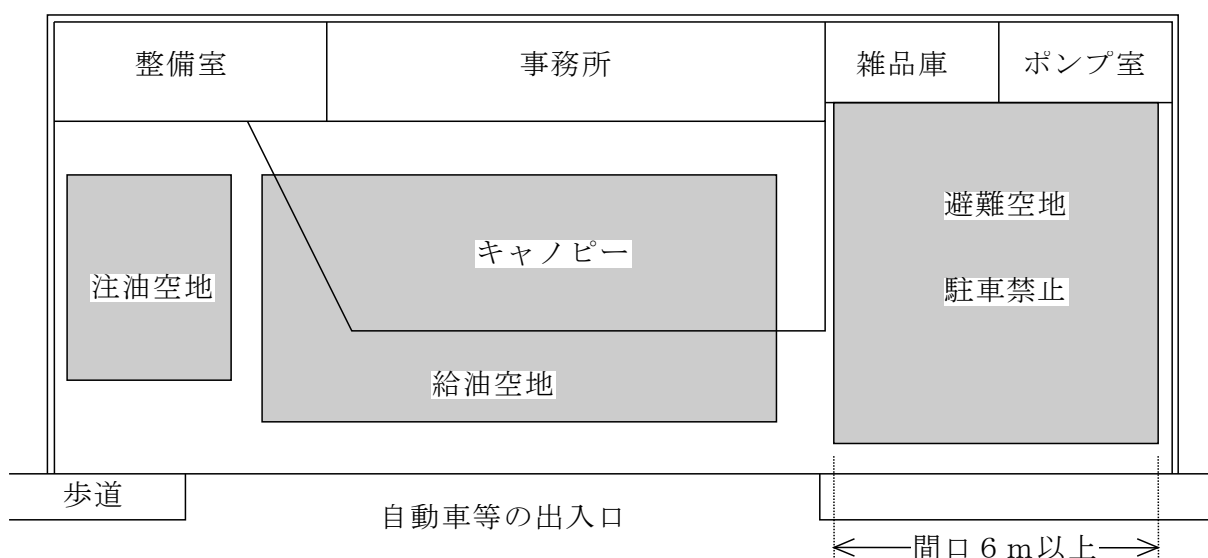
(ア) 二方が道路に面している場合

危政令第17条第2項第9号本文に規定する「二方については、自動車等の出入する側に面するとともに壁を設けないこと」とは、給油のために必要な空地の間口に接する道路部分については原則として全面が開放され、かつ、奥行き側の道路部分にあつては、奥行き以上の幅の部分に壁又は防火塀を設けないことをいうものであること。（第12-23図参照）



第12-23図 二方開放の例

- (イ) 一方が通風及び避難のための空地に面している場合
- a 危省令第25条の8に規定する通風及び避難のための空地（以下「避難空地」という。）は、次によること。（第12-24図参照）
 - (a) 給油空地、注油空地、自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場以外の場所（平元. 3. 3消防危第15号通知）のほか、漏えい拡大防止の措置がとられた場所以外の屋外の場所とすること。
 - (b) 車両等の出入口又は出入する通路としては認められないものであること。（平元. 3. 3消防危第15号通知）
 - b 危省令第25条の8第1号に規定する「屋外の場所」とは、上屋等一切の建築物の設けられていない場所をさすものであること。（平元. 3. 3消防危第15号通知）
 - c 専用タンクの埋設、防火塀の上方又は側面の看板、空地内にはない通気管の立ち上がりは差し支えない。（平元. 5. 10消防危第44号質疑）
 - d 空地上のキャノピーのほりは認めて差し支えない。（平元. 5. 10消防危第44号質疑）
 - e 避難空地には、漏れた危険物が流入しないように、当該空地と給油空地等その他の空地との境界には排水溝を設けること。
 - f 避難空地内には油分離装置を設けないこと。



第12-24図 避難空地

エ 自動表示装置

危政令第13条第1項第8号の2に規定する専用タンクに設ける「危険物の量を自動的に表示する装置」とは、計量口を開けることなく液量を確認できるフロ

ート式、エアパージ式、静電容量式等の装置をいう。

オ 危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備

危政令第17条第2項第4号に規定する危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備は、タンクローリー等による過剰な注入を防止するため、タンクの液面をフロート等により直接又は液面計と連動して自動的に受入れを停止するものとする。この場合、装置は、タンクの最大許可容量の範囲内で作動させるものとする。

カ 外壁の高さ

上屋等が防火塀（建築物の壁体を兼ねる場合を含む。）に水平距離で、おおむね1m以内で近接している場合は、当該防火塀は上屋等まで立ち上げ一体とすること。（平元. 5. 10消防危第44号質疑）

この場合、立ち上げた壁体の面が道路境界である場合を除き開口部を設けないこと。

キ 屋内に設ける通気管

危省令第20条第5項に規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」とは、換気のよい自動車等の出入口付近の場所をいうものであること。

（平元. 3. 3消防危第15号通知）

通気管の先端は、上階への延焼防止するために設けられたひさしを貫通して差し支えない。この場合、貫通部は、埋戻し等の措置を請じること（平元. 5. 10消防危第44号質疑）。

(2) 一方開放型

ア 危省令第25条の9第1号イに規定する避難に要する事務所等

(ア) 同号イの敷地外とは、屋外の安全な場所又は路地等により道路上へ通ずる通路をいう。（第12-25図参照）

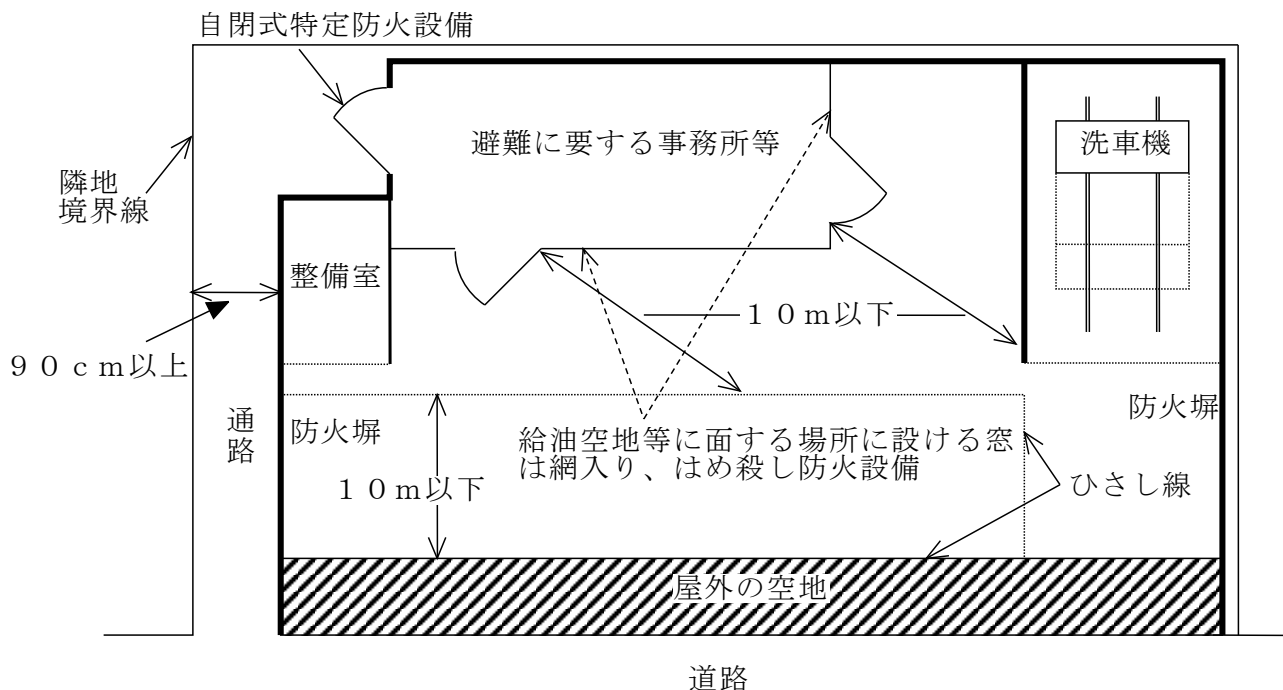
なお、通路の幅は90cm以上とするよう指導する。▲

(イ) 同号イに規定する「事務所等」とは、危省令第25条の4第1項第1号の2又は第2号に掲げる用途とする。

(ウ) 同号イの事務所等の窓に、はめごろし戸である防火設備を設ける範囲については、当該事務所等が給油空地側及び危険物を取り扱う室に面する部分とする。

(エ) 同号イに規定する避難口の設置数は、延焼防止等の観点から必要最小限とすること。（平元. 5. 10消防危第44号質疑）

イ 危省令第25条の9第1号ロに規定する「屋外の空地」とは、給油又は灯油・軽油の詰替えのための作業場の用途に供する建築物と道路との間にある空地をいうものである。（平元. 3. 3消防危第15号通知、平元. 5. 10消防危第44号質疑）、（第12-25図参照）



第12-25図 避難通路の確保例

ウ 危省令第25条の9第2号に規定する「避難上支障のある場所」とは、避難に要する事務所等の出入口付近の他、自動車等の出入口付近も該当するものであること。（平元. 3. 3消防危第15号通知）

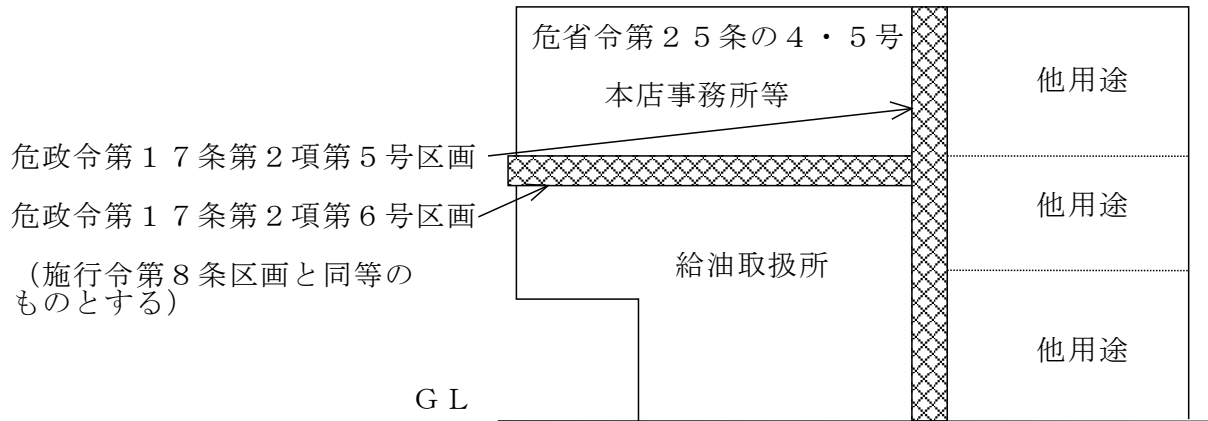
エ 衝突防止措置

危省令第25条の9第5号に規定する「固定給油設備等に設ける自動車等の衝突を防止するための措置」は、固定給油設備等を懸垂式ののものにしたもの、固定給油設備等を金属製のパイプ等で防護したもの又はアイランドの高さなどを利用して防護するもの等がこれに該当するものであること。（平元. 3. 3消防危第15号通知、平元. 5. 10消防危第44号質疑）

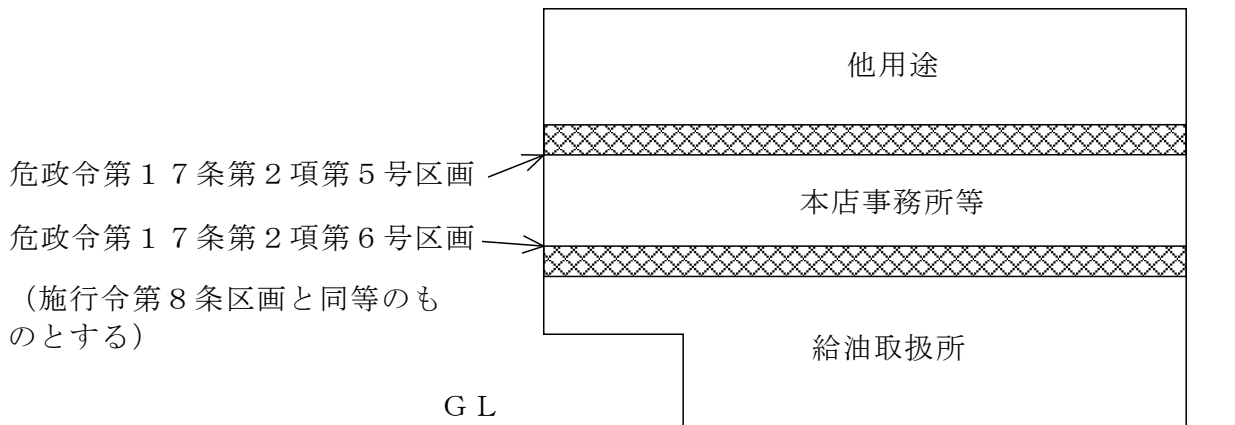
(3) 上部に上階を有するもの

ア 危政令第17条第2項第11号又は危省令第33条第1項第6号に規定する「上部に上階のある場合」とは、給油取扱所の規制範囲に対して上部に上階が全部又は一部を有するもので、上階の用途が危省令第25条の4第1項で規制されたもの以外の用途であること。（第12-26図参照）

① 「上部に上階のある場合」に該当しない例



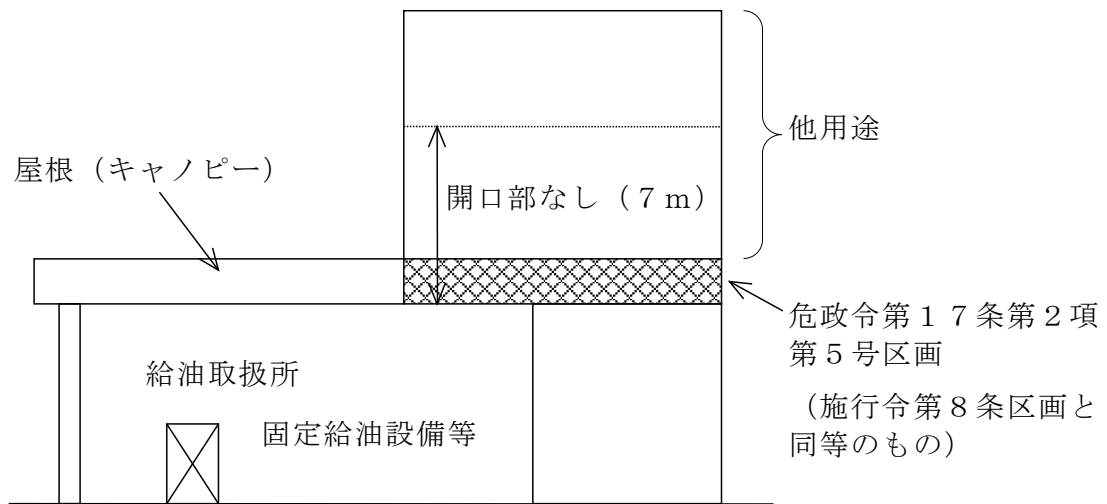
② 「上部に上階のある場合」に該当する例



第12-26図

イ 本店事務所等を有する屋内給油取扱所では、当該本店事務所等を給油取扱所の規制範囲に含めるか他用途部分とするかは、設置者の選択によることができるものであること。（平元. 3. 3消防危第15号通知）

ウ 前アにより、上部に上階がある場合は屋根を耐火構造とするものであるが、第12-27図のような上部に上階のある給油取扱所の屋根（キャノピー）部分は、危省令第25条の10第3号のひさしと兼用しない場合のみ不燃材料でも差し支えないものであること。



第12-27図

エ 他用途との区画

危政令第17条第2項第5号に規定する「開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。」とは、施行令第8条に規定する区画と同等のものであること。

オ 本店事務所等との区画

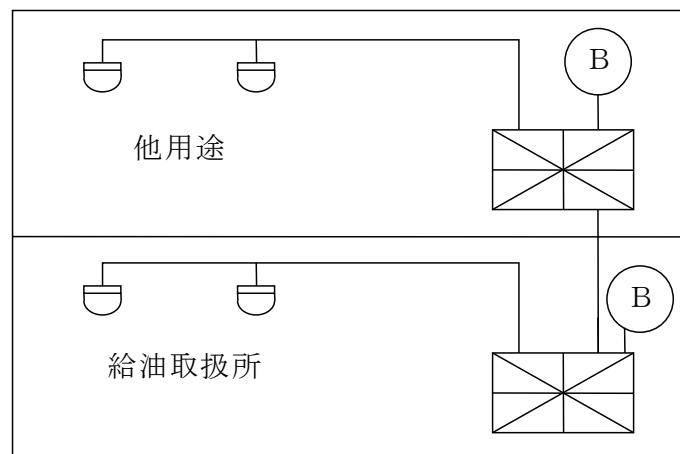
危政令第17条第2項第6号に規定する危省令で定める部分の区画は、前エと同様の区画とすること。

カ 他用途に報知する設備 (平元. 5. 10 消防危第44号質疑)

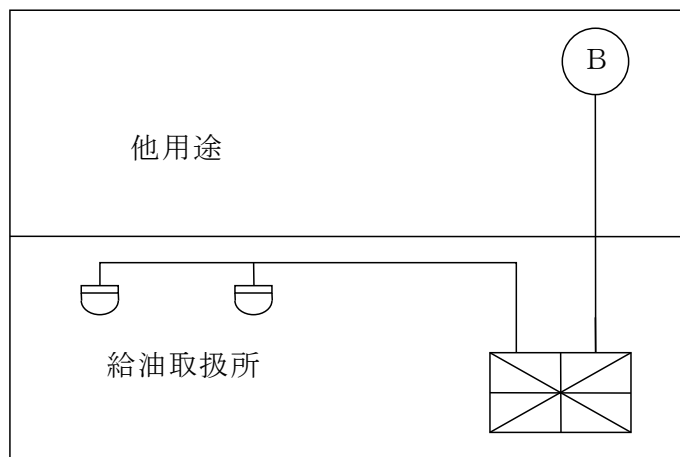
(ア) 危省令第25条の7に規定する「屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の給油取扱所の用に供する部分以外の部分に報知するための設備」とは、第12-28図の例のとおりとする。

(イ) 当該設備を自動火災報知設備による場合には、第19「警報設備」の例によること。

① 他用途に自動火災報知設備が設置されている場合

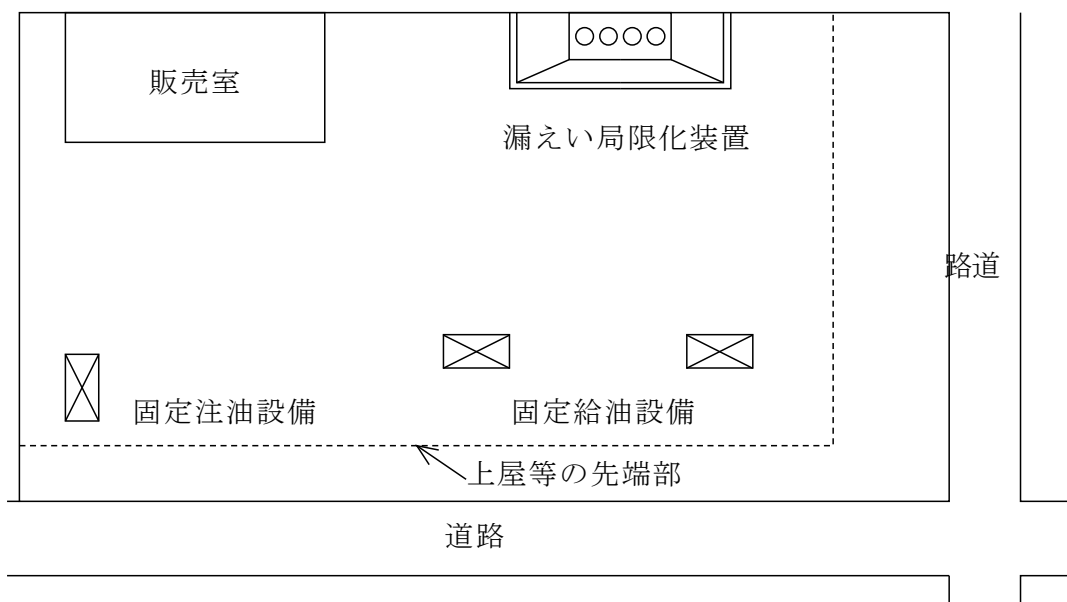


② 他用途に自動火災報知設備が設置されていない場合



第 1 2 - 2 8 図 他用途に報知する設備の例

キ 危省令第 2 5 条の 1 0 第 1 号に規定する「注入口及び固定給油設備等の上階への延焼防止上安全な場所」とは、火災が発生した場合、上階への火炎の噴出を防止するため、注入口（漏えい拡大防止措置部分を含む。）及び固定給油設備等を上屋（上階のある場合は上階の床）内に設けることをいう。（平元. 3. 3 消防危第 1 5 号通知）（第 1 2 - 2 9 図参照）



第 1 2 - 2 9 図

ク 危省令第25条の10第1号に規定する「屋根は上階への延焼防止上有効な幅を有して外壁と接続し、かつ、開口部を有しないもの」については、上部の上階に設置されている開口部以上の幅を有する上屋で、かつ、建物外壁と上屋とを接続し、上屋上部への延焼経路となる開口部を有しないものとする事。
(平元. 3. 3 消防危第15号通知)

ケ 漏えい局限化措置

危省令第25条の10第2号に定める漏えい局限化設備及び収容設備「漏えい局限化措置」は、次による事。(第12-30図参照)

(ア) 注入口の周囲(注入口に移動タンク貯蔵所から荷卸しするために停車する側)に15㎡の漏えい拡大防止措置を講じ、漏れた油を収容するための収容槽を設ける事。(平元. 5. 10 消防危第44号質疑)

この場合、設置場所は移動タンク貯蔵所の停車位置を十分考慮する事。

(イ) 収容槽の材質は、金属、コンクリート又はFRP等とし、埋設による土圧、水圧等に耐えられるものでなければならない。

(ウ) 収容槽は、実収容量を4㎡以上とし、空気抜き、漏れた危険物の回収用マンホール又は抜き取り用配管を備えたものである事。

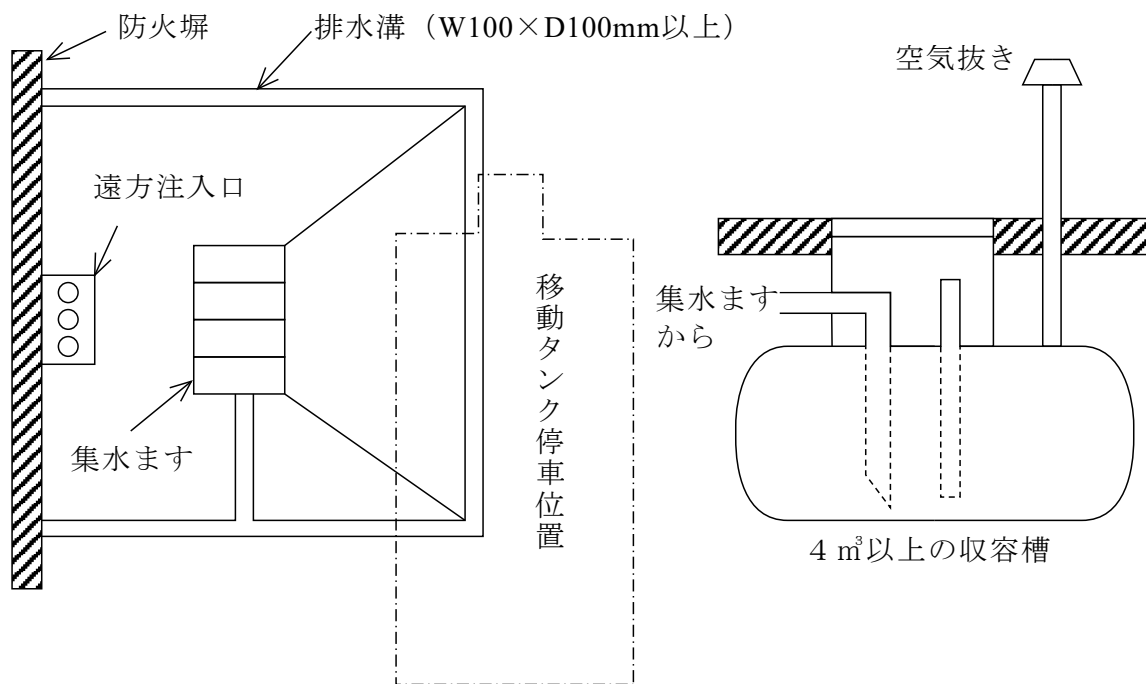
なお、当該収容設備は、専用タンク及び廃油タンク等とは兼用できない。

(エ) 漏えい拡大防止措置は、注入口の周囲に排水溝を設け、収容槽への配管を直径100mm以上とするとともに、地盤面は約50分の1の勾配を設ける事。

(オ) 日常における維持管理上、集水ますを設けるとともに、注入口使用时以外は、収容槽への雨水及び可燃性蒸気の流入を防止するためバルブ等を設ける事。

なお、バルブピットの上蓋は防水型とする事。

(カ) 漏えい拡大防止措置を講じた部分には、専用タンク、廃油タンク等は設けないよう指導する。▲



第 1 2 - 3 0 図 漏えい局限化措置の例

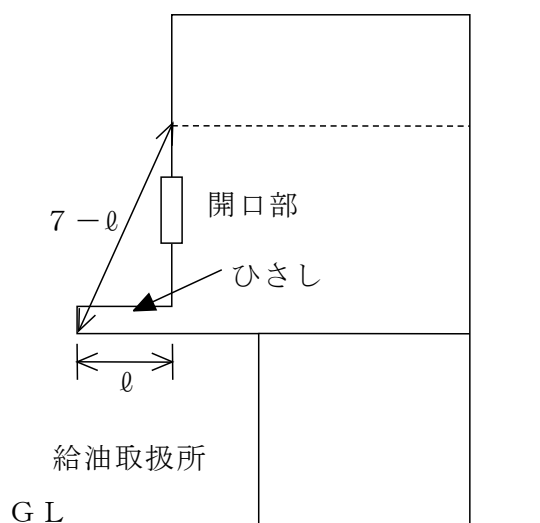
コ 延焼防止上有効な屋根又はひさしの設置

危省令第 2 5 条の 1 0 第 3 号に定める延焼防止上有効な 1. 5 m 以上の屋根又はひさし（以下「ひさし等」という。）の取扱いについては、次によること。（第 1 2 - 3 1 図参照）

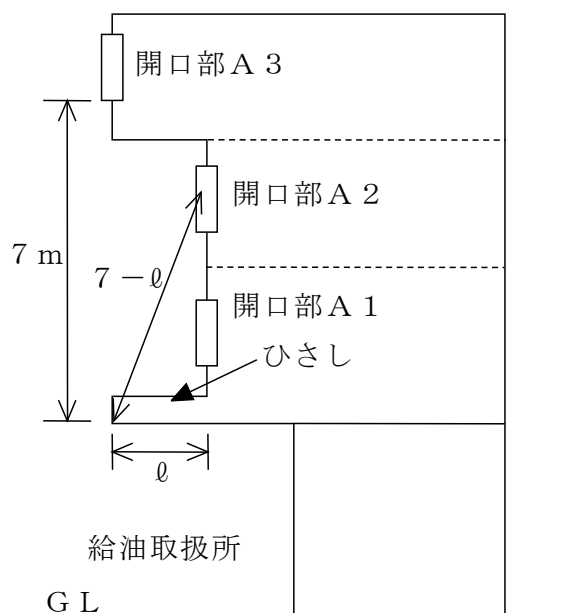
なお、ひさしは、ベランダ等他の用途として使用は認められないものである。

- ・ 開口部 A 1 及び A 2 に対するひさしの長さは 0m とする。
- ・ 開口部 A 3 に対するひさしの長さは、 $0 = 0$ とする。
- ・ 開口部に対するひさしの長さ 0m は、1. 5 m 以上とする。

① 一般的なひさしの設置



② 延焼のおそれのある範囲以外の部分が張り出してる例



第 1 2 - 3 1 図

- (ア) 危省令第 2 5 条の 1 0 第 4 号ロに規定する「延焼防止上有効な措置を講じた開口部」については、J I S R 3 2 0 6 で規定された強化ガラスを用いたはめ殺し窓とすること。（平元. 3. 3 消防危第 1 5 号通知）
- (イ) ひさし等の上階の外壁からの張り出しは、1. 5 m 以上とすること。ただし、ひさし等の先端部に次に掲げるドレンチャー設備を設ける場合は、1. 0 m とすることができる。この場合、危省令第 2 5 条の 1 0 第 4 号に規定するひさし等の外壁からの張り出した水平距離は、1. 0 m 未満とすることはできない。（平元. 3. 3 消防危第 1 5 号通知）
- ドレンチャーヘッドは、ひさし等の先端部に当該先端部の長さ 2. 5 m 以下ごとに 1 個設けるとともに、はり等により散水が妨げられるおそれのある場所には、さらにヘッドを増設すること。
 - 水源は、その水量がドレンチャーヘッドの設置個数に 1. 3 m³ を乗じて得た量以上の量となるように設けること。（平元. 3. 3 消防危第 1 5 号通知）
 - ドレンチャー設備は、すべてのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合にそれぞれのヘッドの先端において、放水圧力が 0. 3 M p a 以上で、かつ、放水量が毎分 1 3 0 L 以上の性能のものとする。こと。（平元. 3. 3 消防危第 1 5 号通知）

d ドレンチャー設備は手動方式とすること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを感知ヘッドとした自動起動方式を併用しても差し支えない。

e 加圧送水装置、電源、配管等は、屋内消火栓設備の例によるものであること。

(4) 可燃性蒸気検知警報設備

危省令第25条の9第4号及び危省令第25条の10第2号に規定する「可燃性蒸気を検知する警報設備」は、次によること。

ア 可燃性蒸気を検知する警報設備は、検知器、受信機及び警報装置から構成されるものである。

イ 警戒区域は、可燃性蒸気が滞留するおそれのある室又はその部分とする。

ウ 検知器は、検知箇所からおおむね水平距離2m以内とし、床面から0.15m以下の位置に設ける。(平元. 5. 10消防危第44号質疑)

ただし、出入口等外部の空気が流通する箇所は除く。

エ 検知器の検知濃度は、爆発下限界の4分の1の範囲内とする。(平元. 5. 10消防危第44号質疑)

オ 受信機は、常時人がいる場所に設置する。(平元. 5. 10消防危第44号質疑)

カ 受信機の主音響装置の音圧及び音色は、他の警報設備の警報音と区別できるものとする。

キ 警報装置は、その中心から前方1m離れた場所で90dB以上とする。

ク 可燃性蒸気検知警報設備には、非常電源を附置すること。

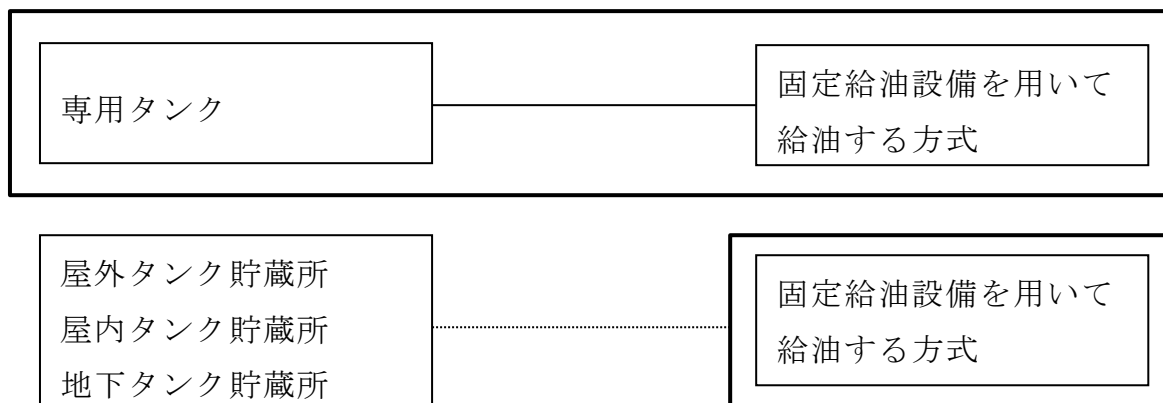
(5) 誘導灯

誘導灯の基準は、施行令第26条第2項第1号、第2号及び第4号の例によること。

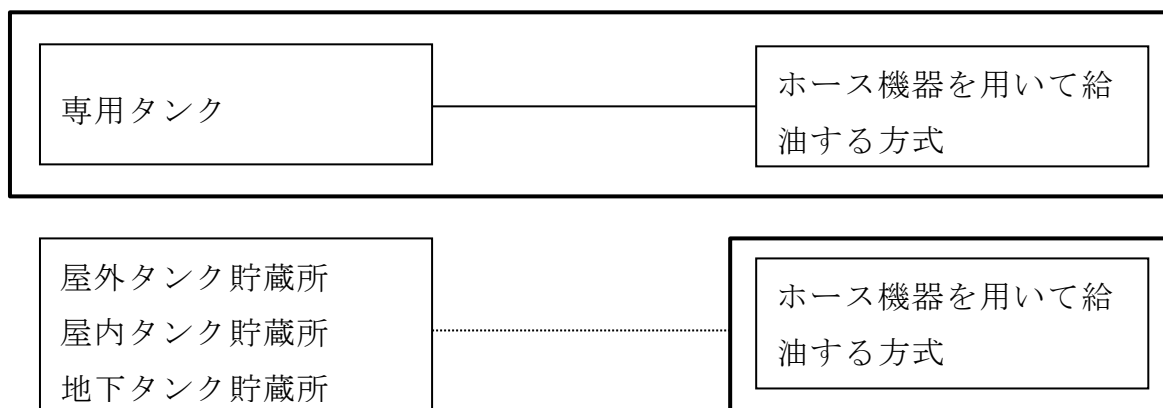
5 航空機給油取扱所（危省令第26条）

(1) 航空機給油取扱所は、次のとおり分類される。

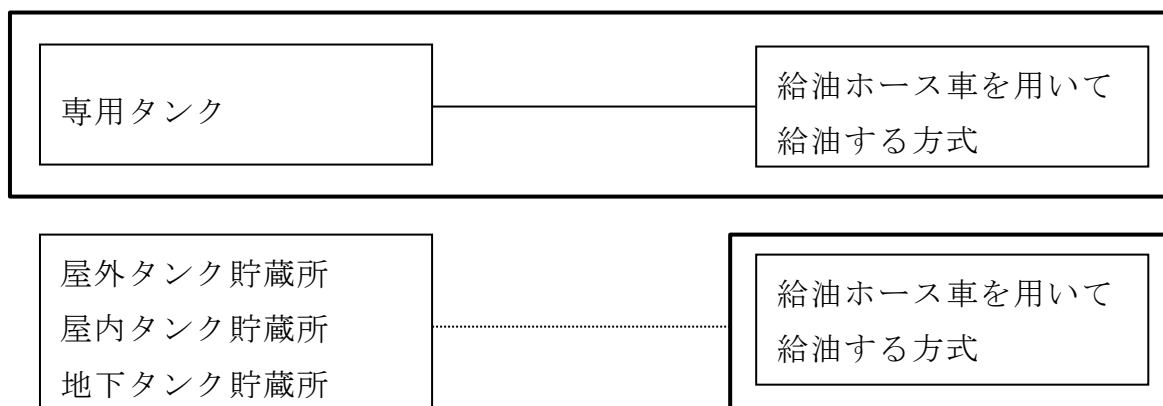
ア 直接給油方式（危省令第26条第3項第4号）



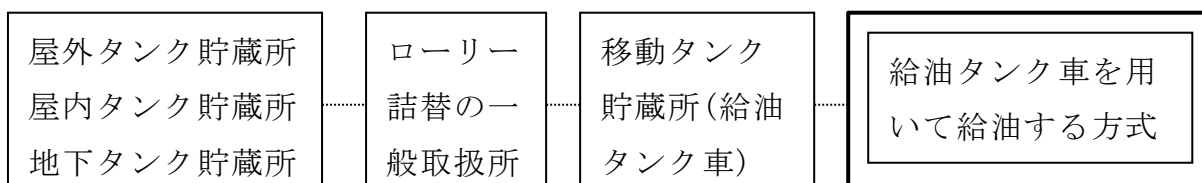
イ ハイドラント方式（危省令第26条第3項第5号）



ウ 給油ホース車（サービサー）方式（危省令第26条第3項第6号）



エ 給油タンク車（レフューラー）方式（危省令第26条第3項第7号）



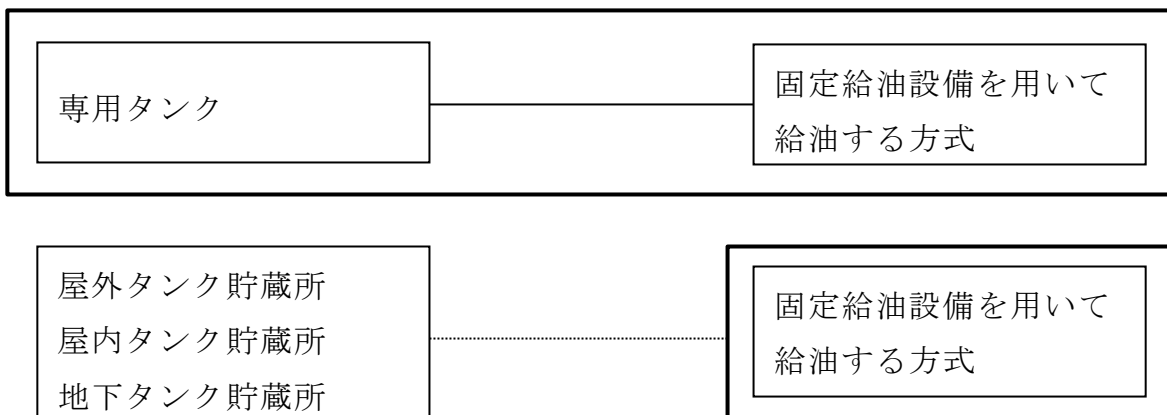
注：□は、一の航空機給油取扱所を示す。

- (2) 危省令第26条第3項第6号に規定する給油ホース車の基準は、第10「移動タンク貯蔵所」6、(3)を参照すること。
- (3) 危省令第26条第3項第3号に規定する「漏れた危険物の流出を防止することができる措置」とは、当該航空機給油取扱所に油流出防止に必要な土のう又は油吸着剤等を有効に保有していることをいうものであること。(平元. 3. 3消防危第15号通知)
- (4) 危省令第26条第3項第4号の固定給油設備を用いて給油する航空機給油取扱所と危省令第26条第3項第5号のハイドラント方式の航空機給油取扱所との形態上の差異は、ポンプ機器を給油取扱所の給油空地に設置しているか否かによるものであること。
- (5) 危省令第26条第3項第6号の給油ホース車は、航空機給油取扱所の設備として位置づけられるものであり、その帰属を明確にしておくこと。

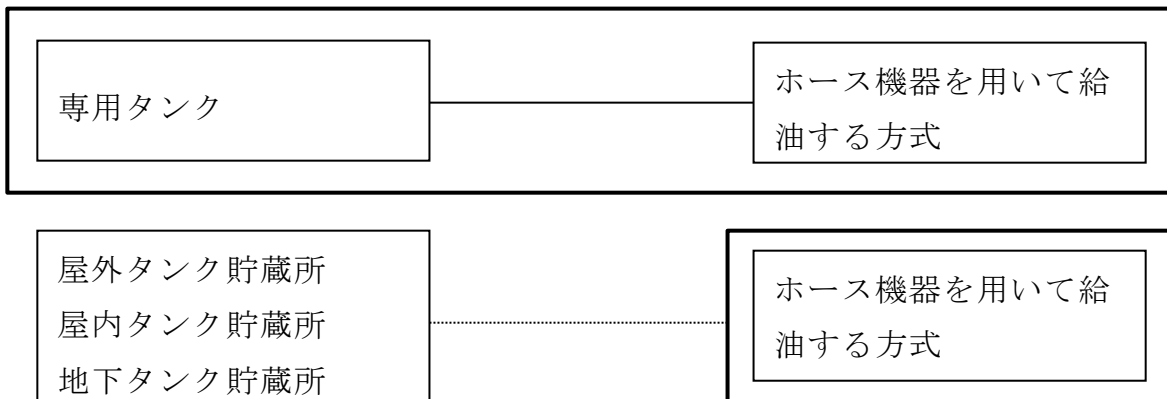
6 船舶給油取扱所（危省令第26条の2）

(1) 船舶給油取扱所は、次のとおり分類される。

ア 直接給油方式（危省令第26条の2第3項第4号）

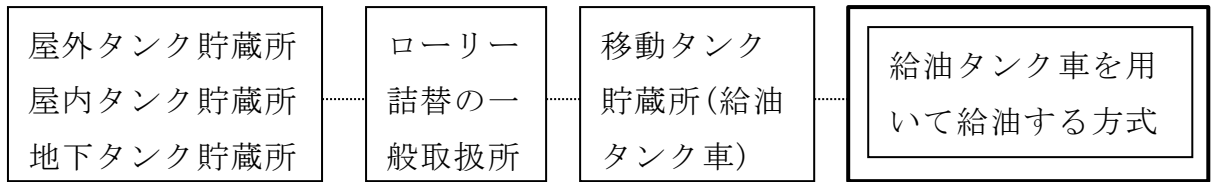


イ ハイドラント方式（危省令第26条の2第3項第5号）



注：□ は、一の船舶給油取扱所を示す。

ウ 給油タンク車（レフューラー）方式（危省令第26条の2第3項第6号）



注1：□は、一の航空機給油取扱所を示す。

注2：給油タンク車は、移動タンク貯蔵所として規制される。

(2) 危省令第26条の2第3項第6号の「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」とは油吸着材を保有することをいい、その保有する量は次の表のとおり、タンクの容量の区分に応じたものであること。（平元. 3. 3 消防危第15号通知）

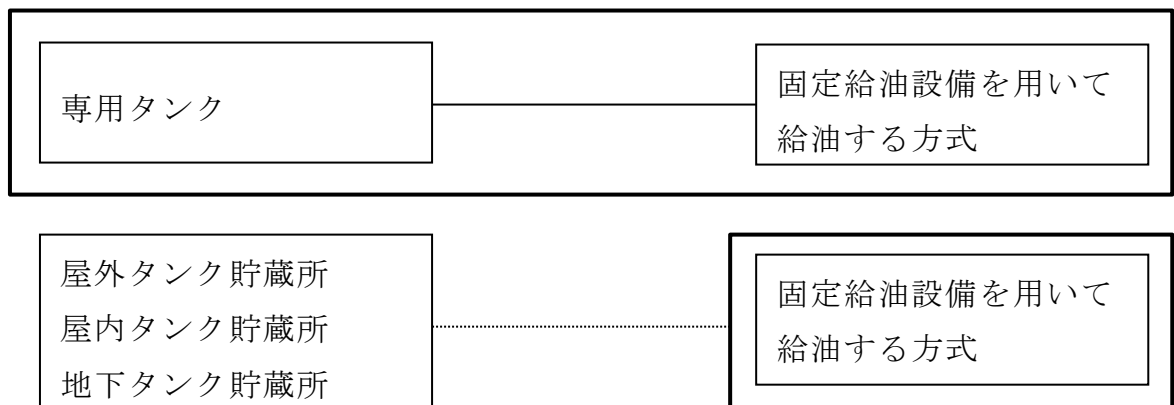
なお、当該タンクが複数存する場合は、そのうちの最大容量のタンクの容量に応じた量とすること。

専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分	油吸着剤の量
タンク容量30kL未満のもの	30kg以上
タンク容量30kL以上1,000kL未満のもの	100kg以上
タンク容量1,000kL以上のもの	300kg以上

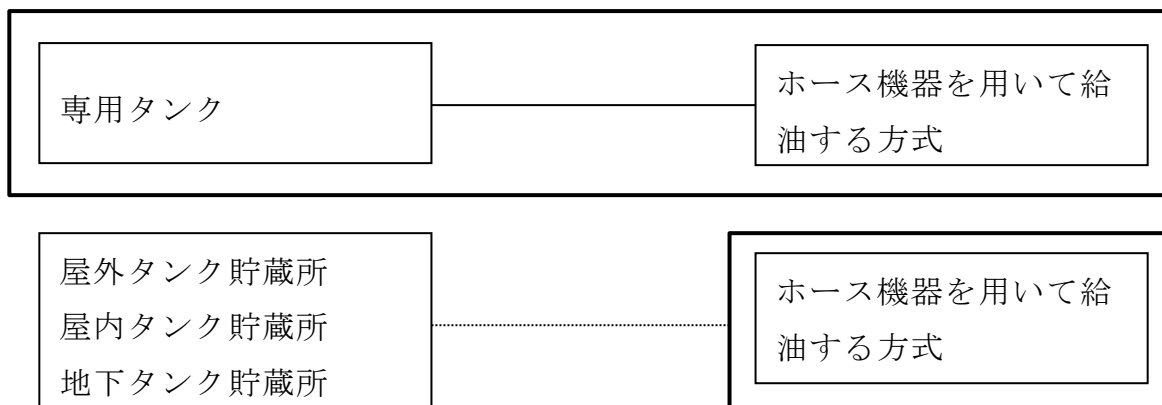
7 鉄道給油取扱所（危省令第27条）

鉄道給油取扱所は、次のとおり分類される。

(1) 直接給油方式（危省令第27条第3項第4号）



(2) ハイドラント方式（危省令第27条第3項第5号）



注：□ は、一の鉄道給油取扱所を示す。

8 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所

圧縮天然ガス等充てん設備を設置する給油取扱所については、次によること。

- (1) 圧縮天然ガススタンド、液化石油ガススタンド及び防火設備（平10.3.11消防危第22号通知）

ア 圧縮天然ガススタンドとは、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1項第23号の圧縮天然ガススタンドをいい、天然ガスを調整してできた都市ガスを供給する導管に接続された圧縮機、貯蔵設備、ディスプレイ及びガス配管等から構成される。

イ 液化石油ガススタンドとは、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第2条第1項第20号の液化石油ガススタンドをいい、受入設備、圧縮機、貯蔵設備、充てん用ポンプ機器、ディスプレイ及びガス配管等から構成される。

ウ 防火設備とは、一般高圧ガス保安規則第6条第1項第39号又は液化石油ガス保安規則第6条第1項第31号に定める防火設備のうち、火災の予防及び火災による類焼を防止するための設備であって、次のものをいう。

(ア) 圧縮天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則第7条第1項に適合するものに限る。）を設けた施設にあつては、当該圧縮天然ガススタンドの貯蔵設備に設けられ、又は当該圧縮天然ガススタンドのディスプレイ若しくはその近くに設けられる散水装置等及び防火用水供給設備

(イ) 液化石油ガススタンドを設けた施設にあつては、当該液化石油ガススタンドの貯蔵設備に設けられ、又は当該液化石油ガススタンドのディスプレイ若しくはその近くに設けられる散水装置等及び防火用水供給設備

- (2) 圧縮天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則第7条第2項に限る。）、液化石油ガススタンド及び防火設備の位置、構造及び設備の基準

圧縮天然ガススタンドについては、一般高圧ガス保安規則第7条第2項の規定により、液化石油ガススタンド及びその防火設備については、液化石油ガス保安規則第8条の規定によるほか、次によること。

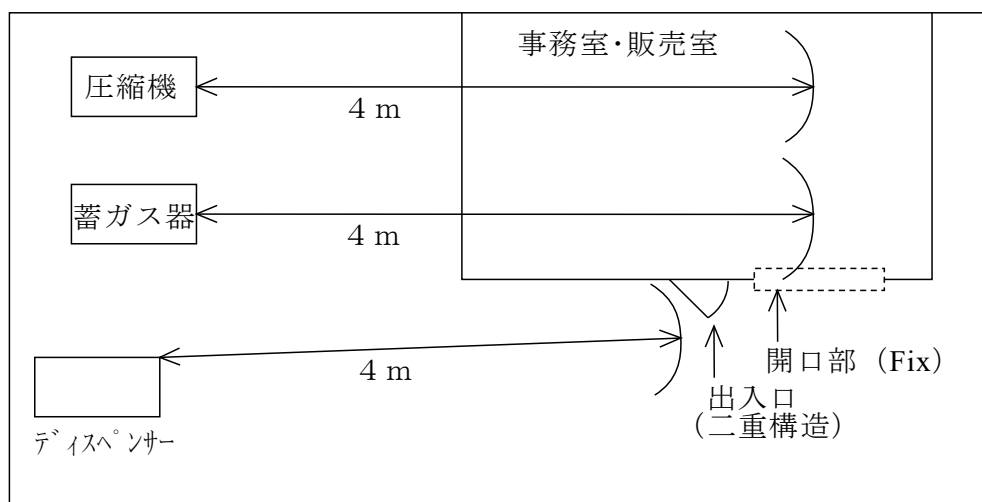
ア 圧縮天然ガススタンド関係

(ア) 建築物・工作物

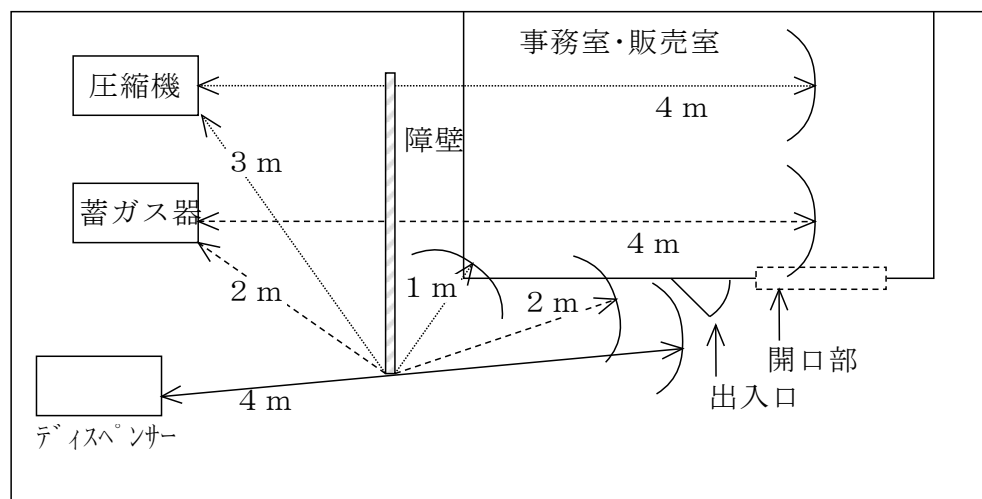
a 圧縮天然ガススタンドの業務を行うための事務所は、危規則第27条の3第3項第1号の2の給油取扱所の業務を行うための事務所として取り扱うこと。

b 危規則第27条の3第3項第1号から第5号までに掲げられる以外の建築物が設けられていないもので、かつ、第1号の2から第3号までの床面積の合計が300㎡を超えていないこと。

- c 地上に設置された圧縮天然ガススタンドの圧縮機、貯蔵設備（以下、圧縮天然ガススタンドにおいて「蓄ガス器」という。）、ディスペンサーの外面及び溶接以外の配管接合部から4 m未満となる建築物の開口部ははめ殺し戸、出入口は二重構造とすること。ただし、直線距離では4 m未満となるが、高さ2 m以上の不燃材料で造られた障壁によって迂回距離で4 m以上となる場合又は建築物内に火気設備がなく、かつ、建築物内の全ての電気設備が耐圧防爆措置されている場合は、この限りでない。（第12-32図、第12-33図参照）



第12-32図 4 m未満に建築物の出入口、開口部がある例



※ 迂回距離は設備から障壁の先端までの距離とし、障壁の先端から出入口又は開口部までの距離の合計とする。

第12-33図 建築物の出入口、開口部が障壁による迂回距離によって4 m以上となる例